

第4回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月11日(水)

午前8時55分～午前10時33分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第4回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年10月11日(水) 午前8時55分～午前10時33分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 10月の農業相談委員

6番 加藤 陽一郎 委員

8番 一田 孝雄 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

③ 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(●●●●)

④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)

⑤ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●)

⑥ 農用地利用集積計画
(●●●●)

⑦ 農用地利用集積計画

(2) 報告案件

① 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 農業委員会通信について

② 赤い羽根募金について

③ 7 月から 9 月までの報酬について

④ 農業祭について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長 大場 繁雄

事務局職員 濱田 美孝

事務局職員 植本 千晴

事務局職員 大村 亮介

開 会 8 時 5 5 分

議長

おはようございます。本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 4 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の２、本日の農業相談員は６番加藤陽一郎委員、８番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第３条申請関係２件、農地法第４条申請関係１件、農地法第５条申請関係２件、農用地利用集積計画関係２件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。
また、今回から推進委員の方にも報告をしていただきますのでよろしく願いいたします。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の１ページをお開きください。
付議案件①農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が松の本にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく松の本にお住まいの●●●●氏、申請地が３ページの字図にありますように、松の本六丁目２２５８番で、地目は畑、面積が５４㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は１１，４９０㎡で、農業に従事しているため特段問題はないものと思われます。また、申請地は譲受人の自宅の前の土地であり、問題なく耕作されるものと思われます。

続きまして、議案書の４ページをお開きください。
付議案件②農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。
本案件につきましては進入路が狭く、自動車の進入が困難なため写真での確認とさせていただきたいと思います。そのため、説明については他の案件の現地確認後、戻ってきてから

ご説明いたします。

続きまして議案書の 7 ページをお開きください。付議案件③農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。申請人が松の本にお住まいの●●●●氏で、申請地が 9 ページの字図にありますように松の本六丁目 2 2 6 4 番で、地目は畑、面積は 6 3 m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第 2 種農地となっております。

申請理由は駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

また、本農地は一部を駐車場としてすでに使用しており、顛末書が添付されています。

1 0 ページが事業計画書です。施工計画は許可後から着工し、令和 5 年 1 2 月に完了となる見込みです。

1 1 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除計画としては「コンクリートブロック 3 段を設置する」こととなっております。

1 2 ページが現況平面図です。当該農地は中央の点線の台形で囲まれた部分で、図からもわかるように東側が既に駐車場および庭として使用されているため、今回顛末書が付けられています。

1 3 ページが土地利用計画図および縦横断図です。当該農地の西側に碎石を敷き、駐車場とするものです。また 2 2 6 3 番 1 との境界にはコンクリートブロックを積み土留めとします。

1 4 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

1 5 ページが顛末書です。「今般、転用申請となる遠賀町松の本六丁目 2 2 6 4 番について、それまで畑として耕作していましたが、数年前に隣接地 2 2 6 5 番の居宅への進入及び

駐車場が手狭となり工事を行ったのですが、本件申請を行うにあたり測量を業者へ依頼した結果、農地を越境していることが判明しました。農地法等に関しての知識が足りなかったため安易に考え農地法を違反する結果となり、ここにお詫びと反省をこめて、何卒寛大なるお取り計らいをお願い申し上げます。」となっています。

続きまして議案書の16ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鞍手町に事業所を置く●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。

申請地が18ページの字図にありますように大字尾崎字内牟田1222番1、地目は田、面積は665㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

なお、隣地で雑種地の大字尾崎字内牟田2104番4と一体的に利用します。面積は合計で680㎡です。

申請理由は資材置場、駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

19ページが水利関係承諾書となっております。承諾の条件は「油等を河川に流さないこと」となっております。

20ページが事業計画書です。転用面積のうち530㎡を資材置場、150㎡駐車場として使用する計画です。施工計画は令和5年11月から着工し、令和6年3月に完了となる見込みです。

21ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「境界北側及び東側に土留めコンクリートブロックを施す」こととなっています。

22ページが現況平面図です。8月の農業委員会にかけられた案件の北側の隣地となります。東側には水路があり、農地は道路からは70cm程度下がっています。

23 ページが土地利用計画図および縦横断図です。該当地は客土を入れず、スロープを作り砂利敷きをして使用します。北の道路側と東の水路側の境界には図のように大きめのブロックを並べて土留めとします。

24 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の25 ページをお開きください

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎に事業所を置く株式会社●●●● 代表取締役●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。

申請地が27 ページの字図にありますように大字尾崎字二本行712番1で、地目は田、面積は1,632㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。この農地は第1種農地ですが、隣接する事業所の敷地面積の1/2以下の面積ですので転用可能となっております。

申請理由は駐車場となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

28 ページが事業計画書です。施工計画は許可後から着工し、令和7年5月に完了となる見込みです。

29 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「L型擁壁を設置する」こととなっております。

30 ページが現況平面図です。周囲は●●●●の敷地と水路と道路に囲まれ隣接する農地はありません。

31 ページが土地利用計画図です。水路側にL型擁壁を設置し土留めとします。

32 ページが縦横断図です。道路高まで土を入れ道路とフラットにします。

33 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

付議案件②は車が入れないということで、現地の横を通った段階で遠目からあの近くと確認したいと思います。

それから付議案件⑤、これは県の審議委員会の審議対象案件になりますので、総会が終わり次第県の方に申請する流れになります。3,000㎡を超えると県の審議会全体で審議します。1,000㎡から3,000㎡までは県の分科会に別れてそれぞれの支部で審議をして、最後に全体で採決を諮るということになります。当委員会で認められても県で撥ねられることも過去にはあったようです。今回は支障はないと思いますが。どうなるかわかりません。

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 1 4 分

議長

再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

地区担当の原田利治委員および矢野英昭委員から報告をお願いします。

農業委員
(5 番)

問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
(5 番)

9月20日に測量士が来て説明を聞きました。駐車場ということで特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②について事務局から説明をお願いします。

事務局 最初に写真で確認させてくださいとお伝えしておりましたが、無事に現地を見ることができましたので、ご説明させていただきます。議案書の4ページをお開きください。また、お手元にお配りしております付議案件②と書かれた写真をご覧ください。

付議案件②農地法第3条に規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく尾崎にお住まいの●●●●氏です。

申請地が6ページの字図にありますように大字尾崎字金丸530番で、地目は畑、面積は661㎡です。

農地区域が農業振興地域内農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人は農業機械等も有しており、農業に従事しているため特段問題ないものと思われます。また、申請地は譲受人の所有する農地の隣接地であり、問題なく耕作されるものと思われます。

議長 それでは地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員
(4 番) 特に問題は無いと思われますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

推進委員
(4 番) 特に問題は無いと思われますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。
地区担当の原田利治委員および矢野英昭委員から報告をお願
いします。

農業委員
(5 番) 顛末書も出ておりまして、本人も反省しており、問題は無いと
と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
(5 番) 顛末書も出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件③農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 問題は無いと思われまので、ご審議のほどよろしくお願
(4番) いたします。

推進委員 問題は無いと思われまので、ご審議のほどよろしくお願
(4番) いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。同じく地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願
(4番) いたします。

推進委員
(4 番) 問題は無いと思われますので、ご審議のほどよろしく願い
いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続いて付議案件⑥について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の34ページをお開きください。付議案件⑥農用地利用
集積計画の承認についてでございます。譲受人が尾崎にお住ま
いの●●●●氏で、譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進
機構です。
申請地が36ページの字図にありますように、大字尾崎字八丁
間790番、地目は田、面積が2,977㎡です。
農地区域が農業振興地位内農用地となっております。本案件は
8月の農業委員会で承認した案件の、推進機構から譲受人への
譲渡となります。所有権の移転時期は10月末を予定していま
す。
本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の
農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業にかか
る利用集積計画になります。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑥は承認されました。

議長 続いて付議案件⑦について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 37 ページをご覧ください。付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全 8 筆、10,056 m²です。すべて新規契約となります。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑦は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 38 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。
今回全 14 筆出ておりますのでご報告いたします。
合意解約による通知です。

議長 報告案件①について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①農業委員会通信について説明。
②赤い羽根募金について説明。
③7月から9月までの報酬について説明。
④農業祭について説明。

事務局からは以上です。

議長 それではその他の案件について意見や質問はありませんか。

【ありません。】の声

議長 全体的に皆さんの方から何かありませんか。

委員 先ほどのように、農業委員の説明の後に同じ地区の推進委員も説明するのは、同じことの繰り返しだと思いますが必要ですか。

議長 前回の総会より、次回から行うという話をしています。

委員 意見は言っていていいという話でしたが、説明は2回も同じことをしなくてもいいと思います。

議長 しばらくこれでいきます。二つも三つも地区を抱えている農業委員さんは多少認知度が低い場所もありますので、そういった地区については推進委員さんの方の意見も述べていただきたいと思います。

議長 それでは、以上をもって第4回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 33分